



国民年金第3号被保険者に国内居住要件が追加されました

国民年金第3号被保険者の国内居住要件の追加

～海外居住する第3号被保険者の方は手続きが必要です～

令和2年4月1日以降、厚生年金保険加入者・共済組合員等（国民年金第2号被保険者）の被扶養配偶者である国民年金第3号被保険者の認定要件に、これまでの生計維持の要件に加え、日本国内の居住（住所を有すること）が要件として追加されました。

ただし、留学生や海外赴任に同行する家族等、国内居住要件の例外としての特例要件（以下「海外特例」という。）に該当する方は、海外特例に該当することを届出していただくことにより、国民年金第3号被保険者の認定が可能となります。

出国前の手続き

○ 海外特例に該当する方は、以下の要件となります。手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して届出を行ってください。

- ① 外国において留学をする学生
 - ② 外国に赴任する第2号被保険者に同行する者
 - ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
 - ④ 第2号被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、②と同等と認められる者
 - ⑤ ①から④のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
- ▶ 海外在住中に上記の①～⑤の理由が変更になった場合も届出が必要になります。



○ 海外特例に該当しない方は、国民年金第3号被保険者の資格を喪失します（※）。第2号被保険者の勤務先を経由して資格喪失の届出を行ってください。

※資格を喪失した方は国民年金の任意加入が可能です。

日本国籍の方であれば、届出により国民年金に任意加入することができます。

任意加入の手続先は、出国前の場合はお住いの市区町村の国民年金担当窓口、出国後の場合は国内における最後の住所地の市区町村の国民年金担当窓口または年金事務所です（郵送の手続も可能です）。

帰国後の手続き

海外特例の該当の有無にかかわらず、日本に帰国し国内に住所を有した場合には第2号被保険者の勤務先を経由して届出が必要となります。

詳しい内容は、日本年金機構ホームページでご確認ください。

国民年金第1号・第3号被保険者の適用除外

～医療滞在や観光等でロングステイする方は手続きが必要です～

令和2年4月1日以降、日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動(医療滞在)」や「特定活動(観光等を目的とするロングステイ)」により滞在する方は、国民年金第1号・第3号被保険者から適用除外となります。

これらの在留資格に該当する方は「国民年金第1号・第3号被保険者適用除外届」を日本年金機構（最寄りの年金事務所）にご提出ください。